



～勤務時間に関する各種制度編～

勤務時間については、照会を多数いただいているところであり、改めて各種制度についてお知らせしますので、以下に留意の上、誤りのないようにしてください。

勤務時間

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例

勤務時間	1日につき7時間45分
週休日	日曜日及び土曜日
休憩時間	1日の勤務時間が 6時間超 <u>少なくとも45分</u> 8時間超 <u>少なくとも1時間</u> (勤務時間の途中に置くこと)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

教員の職務はその特殊性から、勤務時間の内外を切り分けることが適当ではない
そのため、勤務時間の内外を問わず包括的に評価

- ①時間外勤務手当は支給しない代わりに
- ②教職調整額を本給として支給
 $\text{給料月額} \times 4\% = \text{教職調整額}$

- 教員には、原則、時間外勤務を命じない
- 時間外勤務を命ずる場合、特定の業務(超勤4項目)に従事する場合、かつ臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る
 1. 生徒の実習に関する業務
 2. 学校行事に関する業務
 3. 教職員会議に関する業務
 4. 非常災害等のやむを得ない場合の業務

超過勤務の上限

教育職員の業務量の適切な管理に関する教育委員会規則

教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間外在校等時間の上限
1か月45時間、1年360時間以内
児童生徒等に係る通常予想できない業務量の大幅な増加等に伴う一時的、突発的な業務はこの限りでない

勤務時間のスライド

- 校長は、学校行事が実施される課業日に、勤務時間(通常は7時間45分)の範囲内で、通常と異なる勤務時間の開始時刻、終了時刻及び休憩時間を設定することができる

週休日の振替

- 週休日(日曜日、土曜日)に特に勤務を命じられた場合、その日の前4週から後8週内の勤務日の勤務時間と振り替えることができる
振り替える時間 1日又は4時間
- 次の業務に従事する場合 3時間45分
 - ①対外運動競技等における児童生徒引率業務
 - ②①以外の児童生徒の引率業務
 - ③学校行事(学校祭、修学旅行等)に関する業務
 - ④授業及びそれに付随する業務
- ①～④は、振替期間の特例(長期休業まで延長)対象
- 4時間と3時間45分の割振り変更を組み合わせる場合のみ、同一の勤務日に振り替えることができる

休日の代休日の指定

- 休日(祝日法・年末年始の休日、開校記念日)に特に勤務を命じられた場合、その日後8週内の勤務日の勤務時間の職務専念義務が免除できる
- 休日に命ずる業務は「超勤4項目」に限定

1箇月単位の变形労働時間制

- 勤務時間を超えて、対象業務に従事する場合、4週間の期間内で155時間(38時間45分/1週)となるよう勤務時間を割り振る
対象業務(令和5年4月1日現在)
 - ①修学旅行引率②文化祭(学校祭)等③体育祭(運動会)等
 - ④②、③、入学式・卒業式等又は対外運動競技等の当番校の事前準備⑤登校時の通学指導⑥校区内巡視⑦現場実習引率⑧家庭訪問⑨教育相談⑩入学者選抜⑪保護者等説明会⑫児童生徒引率⑬入学式・卒業式等⑭対外運動競技等の当番校⑮校外実習・学習活動打合せ⑯進路相談⑰指導要録の作成・学期末の評価に関する業務

1年単位の变形労働時間制

- 1年間の中で一定条件の下、1日当たりの正規の勤務時間が平均して7時間45分となるよう業務の繁閑に応じて勤務時間を配分する制度で、長期休業期間中に休日を中心して確保することを目的(休日のまとめ取り)とする場合に限り活用できる

(道立学校職員対象)

皆さんの「そこが知りたい!」を募集します!
URLまたはQRコードからご応募ください!

(応募用URL)

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=00r00Wnq>

※応募数や内容によって掲載できない場合があります。あらかじめ御了承ください。

